

新

厚生委員会報告資料

令和6年11月13日

報告事項件名	頁
1 足立区福祉施設指定管理者等評価委員会の評価結果について・・・・・・・・・・	2
2 旧千寿第五小学校跡地を活用した児童発達支援センターの整備について・・・・	6
3 幼児発達支援室ひよこ「千住分室」の令和7年度継続について・・・・・・・・・・	8
4 「幼児発達支援室ひよこ」集団通所事業における保育園等との併用利用の 拡大について・・	9
5 令和6年度認知症関連事業の実施状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
6 元介護サービス事業所等の不正請求事案の対応について・・・・・・・・・・	15

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和6年11月13日

件名	足立区福祉施設指定管理者等評価委員会の評価結果について					
所管部課	福祉部 福祉管理課 障がい福祉課、高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課					
内容	<p>令和5年度の福祉施設指定管理者の業務について、足立区福祉施設指定管理者等評価委員会（以下、「評価委員会」という。）による評価を行ったので、報告する。</p> <p>各施設の評価の詳細は、「別添資料1」のとおり</p> <p>1 対象施設の令和5年度指定管理料、評価結果（評価点順）</p>					
		施設名称 (法人名)	令和5年度 指定管理料	評価点	得点率 (%)	評価結果 対前年度比較
	1	高齢者在宅サービスセンター 西新井(西新井だいわ会)	9,760,000円	60.2	92.62	A+ (A+) →
	2	綾瀬福祉園 (東京都手をつなぐ育成会)	168,744,961円	59.4	91.38	A+ (A) ↑
	3	大谷田就労支援センター (あいのわ福祉会)	116,556,190円	58.0	89.23	A (A) →
	4	大谷田グループホーム (あだちの里)	32,357,191円	57.8	88.92	A (A) →
	5	総合ボランティアセンター 西綾瀬ボランティアセンター (足立区社会福祉協議会)	18,835,610円	55.1	84.77	A (A) →
	6	ケアハウス六月 (聖風会)	85,241,692円	52.3	80.46	A- (A-) →
	7	大谷田ホーム (あいのわ福祉会)	34,395,515円	51.9	79.85	A- (A) ↓
<p>※ 得点率(%)は、評価点の満点(65点)に対する割合 評価結果の()は、令和4年度業務の評価結果</p>						

<評価基準> (満点は65点、標準点は39点)

満点に対する評価点割合	評価
90%以上	A+
83%を超え 90%未満	A
75%以上 83%以下	A-
67%を以上 75%未満	B+
59%を超え 67%未満	B
54%を超え 59%以下	B-
54%以下	C

2 評価対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 評価委員会の開催

- (1) 令和6年8月9日 現地調査(視察)
- (2) 令和6年8月28日

4 評価委員会委員の構成(計7名)

種別	氏名	推薦団体等
学識経験者 (有識者含む)	山田 健司【会長】	帝京科学大学 医療福祉学科
	長田 昌子【副会長】	社会保険労務士
	加藤 奈保子	公認会計士
区民関係団体	片野 和恵	足立区女性団体連合会
	佐藤 昇	足立区民生・児童委員協議会
区職員	稲本 望	施設営繕部長
	千ヶ崎 嘉彦	福祉部長

5 業務評価の内容

(1) 評価目的

指定管理者の業務を適切に検証し、評価することにより、各福祉施設における利用者サービス向上を図ることを目的とする。

(2) 評価方法

「指定管理者制度に関する基本的な考え方について」に基づき評価シートを作成し実施した。なお、委員7名による各評価項目の平均点の合計を評価委員会評価点とした。

- ア 指定管理者による自己評価
- イ 担当課による日常点検・ヒアリング等に基づく評価
- ウ 評価委員会による評価

<提出資料>

1	施設概要を記載した書類	5	決算関係書類
2	協定書	6	事業実績報告書
3	労働条件チェックシート	7	アンケート調査結果または、東京都福祉サービス第三者評価の結果
4	業務従事者一覧	8	その他

6 公表

厚生委員会終了後、区ホームページで公表する。

7 評価委員会における総括・意見

評価結果については、概ね昨年度に引き続き良好である。今後も利用者目線に立った施設運営をお願いしたい。

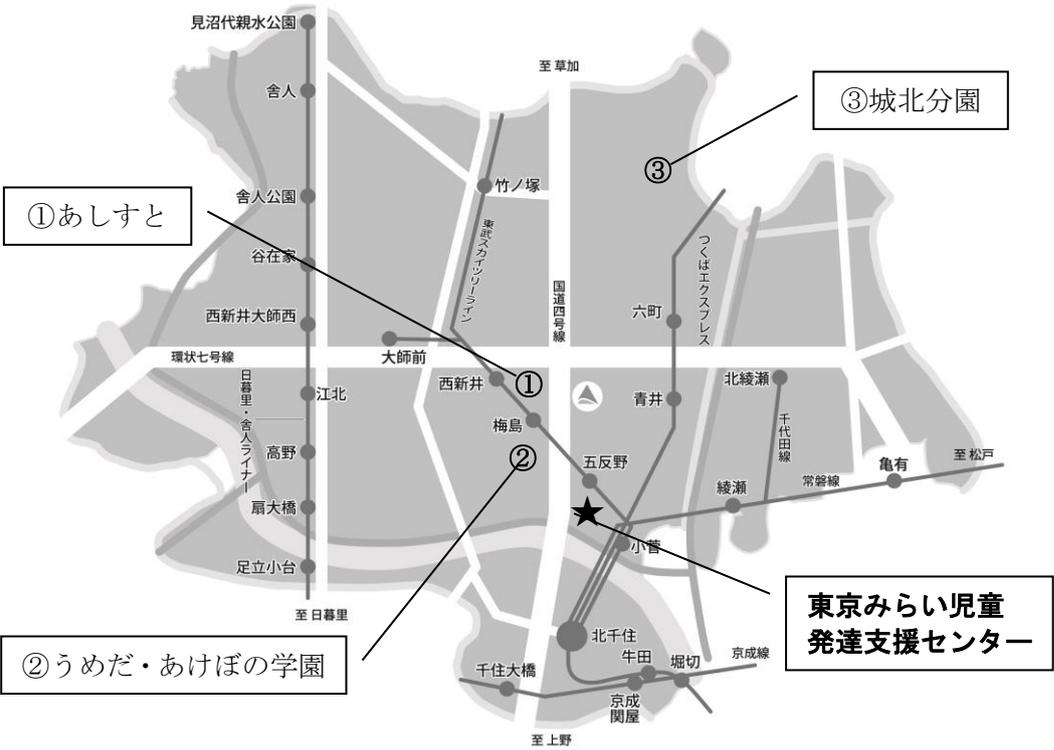
8 評価委員会での主な質疑と回答

	施設	質疑	回答
1	高齢者 在宅サービス センター 西新井	人材の定着率が高いが、どのような取組みをしているか。	年齢によって働き方を変えられるようにしている。特定業務に特化したり、短時間就労できるようにしている。
2	綾瀬福祉園	権利擁護や虐待防止の取組みを強化しているとのことだが、それと関連して、事業者でガイドライン等は何か整備しているか。	法人で権利擁護に関する規定やマニュアルを整備し、それを基に研修等を行い、法改正に合わせてブラッシュアップしている。知的障がいの特化したものではなく、「障がいの有無に関わらず同じです」という理念で作成している。
3	大谷田就労 支援センター	水害時のタイムラインを作成しているとのことだが、どのような考え方で作成しているか。	車椅子を使用している利用者が多いため、水害時に別の場所へ避難させることは現実的に難しい。建物内での垂直避難で対応する。
4	大谷田グルー プホーム	立地条件等の制約もあるが、利用率を上げるための取組みは何かしているか。	区内の通所施設を訪問して説明会を実施しているほか、福祉団体の主催する学習会に同席して施設の説明を行い、周知を図っている。

	施設	質疑	回答
5	総合ボランティアセンター・西綾瀬ボランティアセンター	令和4年度に事故（BCCでメール送信すべきところ、CCで送信した）があったが、その後個人情報保護の取組みはどのようにしているか。	元々、個人情報保護に関する研修は年に一度実施しているが、令和5年度は具体的な事故の事例を取り上げて説明する等、研修を強化した。
6	ケアハウス 六月	医療対応を強化しているとのことであるが、医療同意はどのように行っているか。	医療同意が必要な場合は、入居者の保証人に同席してもらっている。基本的に保証人とは連携が取れているが、それ以外にも対応できそうな家族の情報は確認するようにしている。運用上、施設に看護師配置は必須ではないが、配置している。
7	大谷田ホーム	職員アンケートで、「アルバイトだからわからない」という声があるが、意識が低いのではないか。アルバイト職員に対する教育はどうか。	週1日勤務のアルバイトに対しては、じっくりと時間を設けて教育することは難しい部分もあるが、虐待防止、感染予防等重要な事についてはきちんと教育するようにしている。
<p>9 今後の方針</p> <p>引き続き指定管理者業務を適切に検証し、評価していくことにより、各福祉施設利用者の利便性や満足度の向上を図っていく。</p>			

厚生委員会報告資料

令和6年11月13日

件名	旧千寿第五小学校跡地を活用した児童発達支援センターの整備について
所管部課名	福祉部 障がい福祉課 障がい福祉センター
内容	<p>旧千寿第五小学校跡地に民設民営で整備を進めている児童発達支援センターについて、以下のとおり報告する。</p> <p>1 施設名 (仮称) 東京みらい児童発達支援センター (足立一丁目13番地内) 【同様の施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 障がい福祉センターあしすと幼児発達支援室 ② うめだ・あけぼの学園 (社会福祉法人からしだね) ③ 東京都立北療育医療センター城北分園  <p>2 設置事業者 (土地貸付に係る金額は東京みらい中学校を含む全額) 事業者名：学校法人 三幸学園 (文京区本郷三丁目23番16号) 設置形態：土地の有償貸付 (令和4年から54年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 権利金 241,800,000円 ② 月額地代 (50%減額) R4・5：月額1,170,000円 R6～8：月額1,233,180円 <p>※ 3年毎に消費者物価指数により改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 建物は事業者が建設

3 対象・定員・利用料

対 象：原則、足立区在住の満2歳から就学前までのお子さんで、発達に心配があり障がい援護課が発行する通所受給者証のある方

定 員：70名（令和7年度は定員50名でスタート予定）

利用料：無償

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年11月中旬 広報活動開始（議会報告後）

12月 保護者説明会

令和7年 1月初旬 建物竣工（建物検査・開設準備）、都へ届出

4月 事業開始

5 整備費用

総事業費 1,179,541千円（法人負担額 320,047千円）

区助成見込 433,792千円（都補助額 425,702千円）

→うち令和5年度 48,206千円（進捗12%）

令和6年度 385,586千円（進捗88%）

6 今後の方針

- (1) 4月からの事業開始に向けて法人に、指導方法などの支援を行う。
- (2) 4月以降、看護師の配置などに必要な人件費の一部補助を検討する。
- (3) 障がい福祉センターあしすと「千住分室」の閉鎖・継続の検討を行う。

厚生委員会報告資料

令和6年11月13日

件名	幼児発達支援室ひよこ「千住分室」の令和7年度継続について												
所管部課名	福祉部 障がい福祉センター												
内容	<p>「千住分室」（千住仲町24-2）は、未就学の発達支援児に対する外来個別指導の需要増に対応するため令和4年4月に開設した。</p> <p>同時に、新たな児童発達支援センター（足立一丁目13番地内）の令和7年4月開設に合わせて廃止時期を判断することとした（令和3年12月厚生委員会報告）。</p> <p>このたび、以下の理由から少なくとも令和7年度中は「千住分室」を継続することとした。</p> <p>1 令和7年4月以降も「千住分室」を継続する理由</p> <p>(1) 「千住分室」の現在の利用者や利用を検討している方が、来年度利用の手続を開始する時期は通常前年10月頃からである。</p> <p>(2) 新たな児童発達支援センターは、詳細な事業内容が公表されてから開設するまでの期間が数カ月間しかない見込みである。</p> <p>(3) 来年度利用の手続き開始時期に詳細な事業内容が不明であるため、様々な課題を抱える利用者が安心して施設を選択できるよう、「千住分室」の継続が必要と判断した。</p> <p>2 「千住分室」の廃止時期の検討について</p> <p>新たな児童発達支援センターの運営状況を見ながら、令和7年度中に令和8年度以降での廃止時期について決定する。</p> <p>なお、「千住分室」の利用者には移行先候補に関する情報提供を十分に行っていく。</p> <p>《参考》 幼児発達支援室ひよこ全体における外来個別指導の利用状況</p> <table border="1" data-bbox="414 1601 1425 1951"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度の実績</th> <th>新たな児童発達支援センター本格稼働後の利用見込み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間実利用人数</td> <td>1, 173人 (うち千住分室152人)</td> <td>680人 (うち千住分室 0人)</td> </tr> <tr> <td>指導の頻度</td> <td>月1回～隔月1回</td> <td>隔週1回～月1回</td> </tr> <tr> <td>実施状況</td> <td>利用人数が多く、十分な頻度の確保が困難</td> <td>「千住分室」を廃止しても十分な頻度が確保できる</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度の実績	新たな児童発達支援センター本格稼働後の利用見込み	年間実利用人数	1, 173人 (うち千住分室152人)	680人 (うち千住分室 0人)	指導の頻度	月1回～隔月1回	隔週1回～月1回	実施状況	利用人数が多く、十分な頻度の確保が困難	「千住分室」を廃止しても十分な頻度が確保できる
	令和5年度の実績	新たな児童発達支援センター本格稼働後の利用見込み											
年間実利用人数	1, 173人 (うち千住分室152人)	680人 (うち千住分室 0人)											
指導の頻度	月1回～隔月1回	隔週1回～月1回											
実施状況	利用人数が多く、十分な頻度の確保が困難	「千住分室」を廃止しても十分な頻度が確保できる											

厚生委員会報告資料

令和6年11月13日

件名	「幼児発達支援室ひよこ」集団通所事業における保育園等との併用利用の拡大について																									
所管部課名	福祉部 障がい福祉センター																									
内容	<p>発達に課題のある未就学児を療育する集団通所事業について、一部の年齢のクラスは、保育園・幼稚園・こども園等との併用利用を受け付けてこなかった。</p> <p>令和7年度から、以下のとおり、すべてのクラスで併用利用を可能とし、保護者の療育ニーズに応じていく。</p> <p>1 併用利用の経緯</p> <p>平成15年 4月 「幼児発達支援室ひよこ」開設。 令和 5年 4月 2、3歳児など一部クラスで併用利用可とした。 令和 7年 4月 すべてのクラスで併用利用可とする。</p> <p>2 保育園等との併用利用を拡大する理由</p> <p>(1) これまでは単独利用希望者を優先するため他の保育園等との併用利用を不可としていたが、保育園等においても支援児保育が拡充しつつあり優先措置の必要性が低くなった。 (2) 令和5年度から併用可能とした2、3歳児クラスの利用児が持ち上がる4、5歳児クラスにおいても併用利用を可能とする必要がある。</p> <p>3 クラスごとの併用利用の推移</p> <table border="1" data-bbox="395 1335 1426 1921"> <thead> <tr> <th data-bbox="395 1335 799 1424">クラス \ 年度</th> <th data-bbox="799 1335 987 1424">5・6年度</th> <th data-bbox="987 1335 1176 1424">7年度</th> <th data-bbox="1176 1335 1426 1424">実施曜日、定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="395 1424 799 1503">親子分離 ぞう (5歳)</td> <td data-bbox="799 1424 987 1503">併用○</td> <td data-bbox="987 1424 1176 1921" rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">併用○</td> <td data-bbox="1176 1424 1426 1503">金曜日 10名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1503 799 1581">親子分離 めろん (4,5歳)</td> <td data-bbox="799 1503 987 1581">併用×</td> <td data-bbox="1176 1503 1426 1581">毎日 10名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1581 799 1659">親子分離 ぶどう (4,5歳)</td> <td data-bbox="799 1581 987 1659">併用×</td> <td data-bbox="1176 1581 1426 1659">毎日 10名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1659 799 1738">親子同伴 いちご (主に2,3歳)</td> <td data-bbox="799 1659 987 1738">併用×</td> <td data-bbox="1176 1659 1426 1738">月～水曜日 10名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1738 799 1816">親子同伴 うさぎ (主に2,3歳)</td> <td data-bbox="799 1738 987 1816">併用○</td> <td data-bbox="1176 1738 1426 1816">隔週の木曜日 10名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="395 1816 799 1921">親子同伴 りす (主に2,3歳)</td> <td data-bbox="799 1816 987 1921">併用○</td> <td data-bbox="1176 1816 1426 1921">隔週の木曜日 10名</td> </tr> </tbody> </table>			クラス \ 年度	5・6年度	7年度	実施曜日、定員	親子分離 ぞう (5歳)	併用○	併用○	金曜日 10名	親子分離 めろん (4,5歳)	併用×	毎日 10名	親子分離 ぶどう (4,5歳)	併用×	毎日 10名	親子同伴 いちご (主に2,3歳)	併用×	月～水曜日 10名	親子同伴 うさぎ (主に2,3歳)	併用○	隔週の木曜日 10名	親子同伴 りす (主に2,3歳)	併用○	隔週の木曜日 10名
クラス \ 年度	5・6年度	7年度	実施曜日、定員																							
親子分離 ぞう (5歳)	併用○	併用○	金曜日 10名																							
親子分離 めろん (4,5歳)	併用×		毎日 10名																							
親子分離 ぶどう (4,5歳)	併用×		毎日 10名																							
親子同伴 いちご (主に2,3歳)	併用×		月～水曜日 10名																							
親子同伴 うさぎ (主に2,3歳)	併用○		隔週の木曜日 10名																							
親子同伴 りす (主に2,3歳)	併用○		隔週の木曜日 10名																							

厚生委員会報告資料

令和6年11月13日

件名	令和6年度認知症関連事業の実施状況について																																					
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																																					
内容	<p>令和6年度認知症関連事業の実施状況について以下のとおり報告する。</p> <p>1 あたまの健康度測定（認知症検診推進事業）</p> <p>(1) 目的 認知症に関する正しい知識の普及啓発を進めるとともに、認知症検診を推進することにより、認知症の早期診断・対応を促進する。</p> <p>(2) 集団測定の実施内容と結果</p> <p>ア 日程 令和6年7月13日（土）、14日（日）</p> <p>イ 場所 足立区役所 庁舎ホール</p> <p>ウ 対象 令和6年度に70歳を迎えた方 （昭和29年4月1日～昭和30年3月31日生まれの方）</p> <p>エ 募集人員 250人</p> <p>オ 内容 医師による問診、認知機能検査等</p> <p>カ 検診結果</p> <p>(ア) 検診案内発送数・申込者数・受診者数</p> <table border="1" data-bbox="485 1234 1441 1458"> <thead> <tr> <th></th> <th>発送数</th> <th>申込者数</th> <th>受診者数</th> <th>受診率 (受診者数/発送数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>3,308</td> <td>119</td> <td>114</td> <td>3.4%</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>3,198</td> <td>131</td> <td>120</td> <td>3.8%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,506</td> <td>250</td> <td>234</td> <td>3.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 判定結果及び医療機関連絡票・伴走支援制度連絡票発行数</p> <table border="1" data-bbox="485 1514 1358 1834"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">認知機能低下 の疑いなし</th> <th rowspan="2">認知機能低下 の疑いあり</th> <th>(内 訳)</th> </tr> <tr> <th>伴走支援制度 (※) 連絡票発行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td>106</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td>106</td> <td>14</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>212</td> <td>22</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「あたまの健康度測定（認知症検診）」で、認知機能低下の疑いがあると判定された受診者を対象に、区から委託を受けた看護師が訪問や電話により、認知症への備えと理解を促し在宅生活を継続するための支援を行う制度。</p>		発送数	申込者数	受診者数	受診率 (受診者数/発送数)	男性	3,308	119	114	3.4%	女性	3,198	131	120	3.8%	計	6,506	250	234	3.6%		認知機能低下 の疑いなし	認知機能低下 の疑いあり	(内 訳)	伴走支援制度 (※) 連絡票発行	男性	106	8	2	女性	106	14	5	計	212	22	7
	発送数	申込者数	受診者数	受診率 (受診者数/発送数)																																		
男性	3,308	119	114	3.4%																																		
女性	3,198	131	120	3.8%																																		
計	6,506	250	234	3.6%																																		
	認知機能低下 の疑いなし	認知機能低下 の疑いあり	(内 訳)																																			
			伴走支援制度 (※) 連絡票発行																																			
男性	106	8	2																																			
女性	106	14	5																																			
計	212	22	7																																			

(3) 個別測定の実施内容と結果

ア 日程

令和6年5月15日(水)～8月31日(土)

イ 場所

区内指定医療機関(49か所)

ウ 対象

令和6年度に70歳を迎えた方

(昭和29年4月1日～昭和30年3月31日生まれの方)

エ 受診方法

「あたまの健康度測定受診票」を任意で指定医療機関に持参し、検診を受ける。

オ 内容

医師による問診、認知機能検査等

カ 検診結果(令和6年10月1日現在)

(ア) 検診案内発送数・受診者数

発送数	受診者数	受診率
6,506	367	5.6%

(イ) 判定結果及び医療機関連絡票・伴走支援制度連絡票発行数

		認知機能低下の 疑いなし	(内訳)	
			認知機能低下 の疑いあり	伴走支援制度 連絡票発行
合計	男性	150	8	2
	女性	202	6	4
	計	352	14	6

※ 女性1名判定不能

(4) 伴走支援対象者の経過(令和6年10月1日現在)

	対象者	手配 調整中	終了	継続	キャンセル
当年度	13	2	0	3	8

(5) 今後の課題

ア 対象者が70歳に限定されており、認知症について広く普及啓発し、早期診断・対応を促進する必要がある。

イ 認知機能低下の疑いがある方が専門医療機関につながり、確定診断を把握する仕組みが必要である。

ウ 伴走支援制度は、検診時にご本人に説明してから実際に看護師が連絡を入れるまでに時間がかかり、キャンセルにつながりやすかったため、体制の見直しが必要である。

2 認知症月間の取り組み内容及び結果

(1) 目的

早いうちから認知症について正しく知るとともに、区の認知症施策の取り組みについての情報を得るきっかけづくりを行う。

(2) 認知症に関するパネル展示

ア 展示場所・展示期間

足立区役所アトリウム 9月2日(月)～6日(金)

アリオ西新井 9月21日(土)、22日(祝)

イ 展示内容

認知症の予防に関する情報や区の施策(おりがみカフェ、認知症カフェ等の忘れ相談、あたまの健康度測定、認知症サポーター養成講座等)紹介



区役所アトリウム



アリオ西新井

(3) VR(※)による「認知症本人の視点から見える日常生活」の体験

ア 開催場所・日時

アリオ西新井 9月21日(土)、22日(祝) 11時から15時

イ 内容

大内病院東京都認知症疾患医療センター及び朝日新聞社の協力により認知本人の視点から見る日常生活をVRで体験する。

ウ 体験者の声

(ア) ひとつごとではないと思って体験した。早めに病院に行くことも考えたい。(66歳男性)

(イ) 階段が見えにくかった。認知症の人を街で見かけたら、声をかけてあげたい。(9歳女兒)

参加人数			
	大人	子ども	合計
21日(土)	88人	26人	114人
22日(祝)	101人	8人	109人
合計	189人	34人	223人



※ バーチャルリアリティの略で、コンピューターによって生成された仮想的な空間を現実のように体験できる技術。

(4) 認知症サポーター養成講座のPR

ア 認知症サポーター養成講座を受け、認知症の方にもやさしい企業として取り組んでいる企業2社を区のホームページで紹介した。

イ 認知症月間に開催された、「認知症サポーター養成講座」に参加した方にエコバックを配布した。

(5) 情報発信

ア 区ホームページに認知症月間特設ページを開設した。

(9月1日から9月30日)

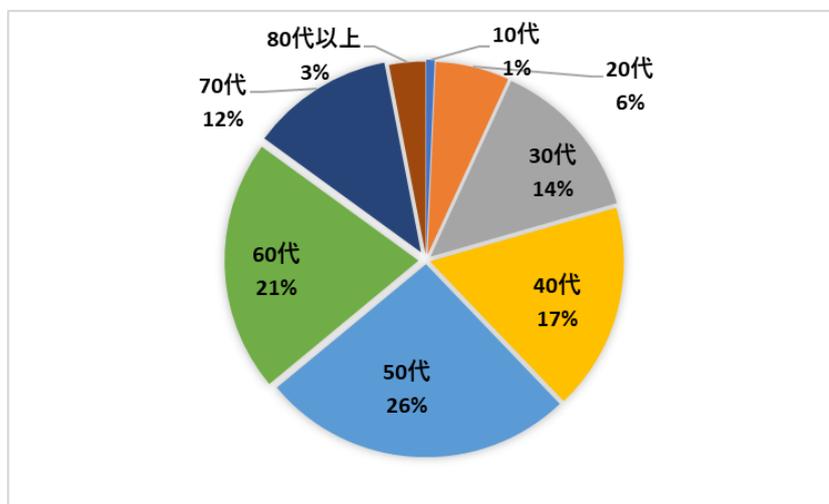
イ Aメール、X (旧 Twitter)、Facebook、LINEなどのSNSで認知症月間の情報発信を実施した。

ウ 認知症月間のポスター・リーフレット・啓発三角ポップを区関連施設、医療機関、郵便局等に配付した。

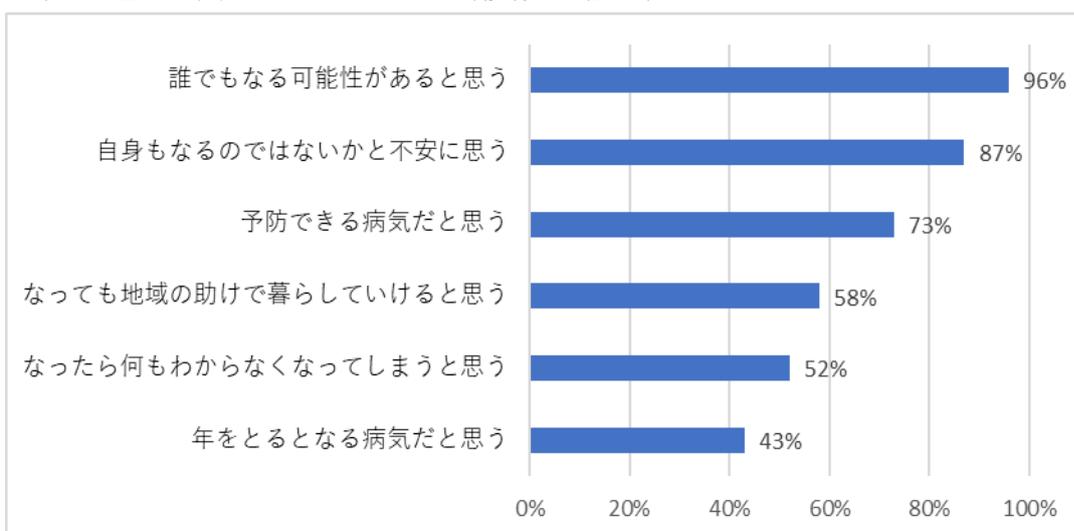
(6) 認知症施策アンケート結果

「認知症施策に関するオンラインアンケート」を実施し回答者は2,933人であった。(令和5年度 3,506人)

ア アンケート参加者の年代



イ 認知症に対するイメージ (複数回答可)



(7) 今後の課題

認知症に対する偏見やネガティブなイメージを払拭するために、認知症当事者の声を聴き、意見を発信できるような機会を創出していくことが必要である。

3 今後の方針

- (1) あたまの健康度測定（認知症検診推進事業）は、ICTを活用した新たな高齢者施策「複合介入型はつらつ高齢者促進事業」構築に合わせ、早期から、本人や家族が異変に気づき適切な医療につながるJ-MCIを活用した仕組みや検診体制を足立区医師会と共に検討していく。
- (2) 認知症月間は、認知症を「自分事」としてとらえられるよう、インターネットやSNS等、様々な媒体を活用するとともに、認知症本人の声を発信するような機会となるよう、普及啓発を行っていく。

厚生委員会報告資料

令和6年11月13日

件名	元介護サービス事業所等の不正請求事案の対応について												
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課 福祉部 障がい福祉課、足立福祉事務所 生活支援推進課												
内容	<p>1 概要 令和4年10月に区が実施した介護事業所等の実地指導において不正請求の疑いがあり、令和5年3月に監査を実施した。介護給付費の不正請求を確認したので、返還請求等の対応をとり、都区が指定権者として法人名等の公表を行ったので、報告する。</p> <p>2 該当の法人名称及び所在地 (1) 名称 株式会社トリプル (2) 代表取締役 鈴木 高明 (3) 所在地 足立区鹿浜五丁目5番22号</p> <p>3 不正請求等を行った事業所名等 (1) 事業所名 ① 訪問介護サービスすずのき ② デイサービスすずのき ③ ケアマネジメントすずのき (2) 事業所所在地 足立区鹿浜五丁目5番22号 鈴木ビル1階 (3) サービス種別（下表のとおり）</p> <table border="1" data-bbox="403 1200 1337 1487"> <thead> <tr> <th colspan="2">介護保険法</th> <th>障害者総合支援法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">指定居宅サービス事業</td> <td>指定障害福祉サービス事業</td> </tr> <tr> <td>①訪問介護</td> <td>②地域密着型通所介護 ③居宅介護支援</td> <td>① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護</td> </tr> <tr> <td>都指定</td> <td>区指定</td> <td>都指定</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 都及び区の監査で確認された不正請求の概要 (1) 運営基準違反及び不正請求 ① 利用者が負担すべき額（自己負担額）の支払いを適正に受けていなかった。 ② 訪問介護員の同居家族に対する指定居宅介護の提供及び虚偽の請求。 ③ 事業所に勤務していない訪問介護員の氏名を利用した虚偽の請求。 ④ サービス記録やモニタリング記録を作成せず、実績に基づかない虚偽の請求。 (2) 処遇改善加算の不正請求 (3) 不正な手段による指定申請 (4) 監査書類の提出拒否</p> <p>5 返還請求額 63,603,273円 内訳：介護保険課 11,754,976円 障がい福祉課 50,661,468円 生活支援推進課 1,186,829円</p>	介護保険法		障害者総合支援法	指定居宅サービス事業		指定障害福祉サービス事業	①訪問介護	②地域密着型通所介護 ③居宅介護支援	① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	都指定	区指定	都指定
介護保険法		障害者総合支援法											
指定居宅サービス事業		指定障害福祉サービス事業											
①訪問介護	②地域密着型通所介護 ③居宅介護支援	① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護											
都指定	区指定	都指定											

6 本事業に関する区への対応及び経緯

これまでの対応経過

令和4年10月24日～

- (1) 区介護保険課が当該事業所に対し実地指導を実施。
- (2) その際、保管していなければならない記録が確認できず、運営基準違反等の疑いがあることから当該事業者に対して報告や書類の提出を求めたが、期日までに報告や書類の提出なく、その後も履行されなかったため監査実施に切替えた。

令和5年3月6日～

- (1) 区介護保険課が、介護保険法に基づき実施した監査において各事業所で適正な運営が行われていない状況を確認したため、都に情報提供した。
- (2) 都が区から受けた情報を精査した結果、障害福祉サービス事業においても介護給付費の請求に不正または著しい不当があった疑いがあると判断した。

令和5年4月24日～

- (1) 都福祉局指導監査部指導第一課と区障がい福祉課が、当該事業所に対し監査を実施（監査対象期間：令和3年4月から令和5年3月サービス提供分まで）。

令和5年6月15日

- (1) 地域密着型通所介護事業所及び居宅介護支援事業所の廃止届が区に提出された。

令和5年6月30日

- (1) 訪問介護事業所の廃止届が都及び区に提出された。
なお、監査の聴聞前に廃止届が提出されたため、同法人の役員は、事業廃止後5年間、介護事業所の指定を受けられない者に該当する。

令和5年7月15日

- (1) 地域密着型通所介護事業所及び居宅介護支援事業所が廃止。

令和5年7月31日

- (1) 訪問介護事業所が廃止。

令和6年3月27日

- (1) 監査の結果、運営基準違反及び不正請求を確認したため、都及び区から監査実施結果通知を手交した。

令和6年8月20日

- (1) 監査結果に基づき不正請求額を精査し、区介護保険課・障がい福祉課・生活支援推進課から、当該事業者へ返還請求を行った。

令和6年9月10日

- (1) 納付期日の9月6日までに返還金が納入されなかったため、督促を行った。

令和6年9月24日

- (1) 督促状の指定期日である9月20日までに納付がなかったため、区は、法人の資産等について、国税徴収法第141条及び第142条に基づく搜索・調査を、当該事業所及び金融機関等に対し実施した。

令和6年10月1日

- (1) 都福祉局及び区介護保険課が実施した監査結果を公表した。

7 特別搜索について

- (1) 令和6年9月24日に法人関係箇所へ特別搜索を実施した。
- (2) 特別搜索で見つかった資産、約5万円を差し押さえた。

8 今後の方針

- (1) 引き続き、特別収納対策課等と連携して法人資産の確認をすすめる、少しでも多く返還請求額が収納できるよう努める。
- (2) 今後、新たに不正請求に関する情報が得られた場合は、刑事、民事での告訴についても検討する。